

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二條」に改め、同項第四号中「第十五條の六第一項各号」を「第十五條の七第一項各号」に改める。

別表第一第一号中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「の和が〇・〇八」を「が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に開始した訓練手当支給規則第二条の規定による訓練手当の支給については、なお従前の例による。